

## 検討委員会からのお知らせ

- ・診療情報提供料（I）250点は、保険医療機関へ情報提供を行った場合、情報提供先保険医療機関名の摘要欄記載の必要はありません。  
 ※ 診療情報提供料は保険給付の範囲内に限られるので、矯正歯科医院の摘要欄記載があると返戻になる場合があります。（保険請求の手引 P42～44 参照）
  
- ・診療情報連携共有料120点は、連携先の保険医療機関名の摘要欄記載が必要です。  
 ※ 歯科の保険医療機関に対しては算定不可です。（保険請求の手引 P47 参照）
  
- ・デキサメタゾン口腔用軟膏・アフタゾロン口腔用軟膏・オルテクサー口腔用軟膏等の算定には「口内炎」「Stom」等の病名が必要です。  
 義歯関連病名である「Du1」病名や病名が無いレセプトが散見されますので、ご留意下さい。
  
- ・顎運動関連検査の算定について、実施した検査名の「X線・検査」の「その他」欄への記載や少数歯欠損症例における検査の必要性の摘要欄記載にレセプト電算処理システム用コードが用いられていないケースが散見されます。必ず下記のコードを用いて算定する様お願い致します。  
 【レセプト電算処理システム用コードについては、レセコンメーカーへご相談下さい】

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
820100308	MMG
820100309	C h B
820100310	G o A
820100311	P t g
830100361	顎運動関連検査必要性：○○

- ・SPTの算定について、歯管、歯在管（歯科疾患在宅療養管理料）または特疾管（特定疾患療養管理料）を算定することが要件となります。初診時から、これらの管理料の算定が無い場合、以下の点にご注意下さい。
  - ① 初診時から周術期等口腔機能管理料で管理を行っていたため、上記管理料を算定したことがない患者（周術期等口腔機能管理料は上記管理料の同月算定は原則不可。）  
 ⇒ 周術期等口腔機能管理が終了し歯管、歯在管または特疾管の算定がされるまではSPTの算定は不可
  - ② 訪問診療において居宅療養管理指導費等「歯科医師が行う場合」を算定しているため、上記管理料を算定したことがない患者（居宅療養管理指導費「歯科医師が行う場合」と上記管理料の同月算定は不可。）  
 ⇒ SPTの算定は可能です。ただし居宅療養管理指導費「歯科医師が行う場合」の算定をもって歯在管を算定したものとみなすため、以下の摘要記載が必要となります。

【当月に居宅療養管理指導費の算定があり歯在管を算定したものとみなす場合】

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
850100317	居宅療養管理指導費算定年月日：(元号) ○年○月○日
850100318	介護予防居宅療養管理指導費算定年月日：(元号) ○年○月○日

【当月に居宅療養管理指導費の算定がなく歯在管を以前に算定したものとみなす場合】

レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
850100319	居宅療養管理指導費前回算定年月日：(元号) ○年○月○日
850100320	介護予防居宅療養管理指導費前回算定年月日：(元号) ○年○月○日

・医管 45 点の算定時には、原則対象となる処置、手術、修形、充形等の算定が必須となります。ただし、以下の場合においては対象となる治療の算定がなくても差し支えありません。

- ① SPT 期間中のため、SPT の包括項目に該当する治療を実際には行ったものの、算定できない場合  
 ……「○月○日：歯清」「○月○日：再 SRP」等摘要欄記載をお願いします。
- ② 1 歯 2 窩洞充填や異種充填などにおいて、充形・修形・KP と異なる日に充填材料料を算定した場合  
 ……「異種充填」「1 歯 2 窩洞」等摘要欄記載をお願いします。
- ③ 医管の対象となる治療を開始後、容体の急変等によりやむを得ず中止した場合  
 ……「浸麻後、容体急変」等摘要欄記載をお願いします。

【参考】

医管の対象となる歯科治療
処置 (外科後処置、P 処、P 基処、創傷処置を除く)
手術
歯冠形成 (KP、PZ)、修形、充形
支台築造、支台築造印象
印象採得